

不用物品売払（測定機器等）仕様書

- 1 この仕様書は、東大阪市不用物品の売払（測定機器等）に関するものである。
- 2 売払物件については、別添「売払物品明細書」のとおりとする。ただし「売払物品明細書」に記載のない機器付属品等についても回収すること。
- 3 落札者は、東大阪市暴力団排除条例及び東大阪市売払い等暴力団排除措置要綱に基づき同要綱第4条第1項及び第2項に定める情報及び書類を提出しなければならない。提出を受けた内容を警察に提供し、確認を経た後に契約を締結する。売払代金の納付については、契約締結後、市が発行する納付書により、指定された期日までに納付すること。
- 4 売払物品の回収作業については、売払代金の納付の確認が取れ次第開始できるものとする。
- 5 回収場所は以下のとおりとする。

名 称：東大阪市環境衛生検査センター
所在地：〒578-0947 東大阪市西岩田3丁目3番2号
- 6 売払物品等の回収日時、方法については市担当者と日程調整等を行い、承諾を得た上で次の各号のとおり行うこと。

売払物品回収期限：令和7年3月14日（金）

 - (1) 回収費用、産業廃棄物処理費用等の本売払業務に伴う一切の費用は落札者の負担とする。
 - (2) 現地での売払物品の解体は一切認めない。
 - (3) 落札者は、売払物品を不法投棄又は不法焼却してはならない。
- 7 本仕様書について質疑のあるときは、令和7年1月23日（木）午前9時から午後5時30分までに、質疑書（様式4）によりメールにて管理課（メールアドレス：kanri@city.higashiosaka.lg.jp）まで送信すること。